

平成30年7月豪雨被害における支援の要望について

京都府では、現在、平成30年7月豪雨による被害を受けた中小企業等の復旧・復興を緊急支援する補正予算が検討されております。

現在、当所では、予算要望を行うため、今回の災害により被災された中小企業等の設備更新、機器の修理、店舗修繕等の状況を調査しております。

被害を受けたられた事業者の皆様は災害の折、大変なものと存じますが、下記をご覧の上、ご一報下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 大規模な設備更新に対する補助

- ・補助率：15%以内（下限10万円、上限100万円）

※平成29年台風18号・21号において被災されていた場合は25%以内、上限150万円）

- ・対象経費：平成30年7月豪雨により被災した設備の更新等

例) リフト・ボイラー・保冷库等設備の買い替え、事業用車両の買い替え、
屋根・壁・床等の店舗修繕 等

2. 小規模な機器の修繕等に対する補助

- ・補助率：1/2以内（上限10万円）

- ・対象経費：平成30年7月豪雨により被災した機器の修繕等

例) 機械等の修繕、床修繕、店内清掃・消毒費、什器備品類買い替え、
土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費、復旧セール開催経費、チラシ印刷 等

※いずれも補助要件として被災（り災）証明書を有すること

お手数ですが7月23日（月）午後5時30分までにご連絡下さい。

宮津商工会議所 経営相談課 電話 0772-22-5131